

世界の移転価格税務調査の執行状況と対策 — 移転価格グローバルサーベイの結果より —

アーンスト・アンド・ヤング ニューヨーク事務所 移転価格グループ

I はじめに

アーンスト・アンド・ヤングでは1995年以来、移転価格に関わるグローバルサーベイを実施しています。2010年度のグローバルサーベイでは、25カ国に所在する多国籍企業877社（647社が親会社で230社が子会社）にインタビューを行いました。そして、昨今の税務当局による移転価格調査の実態や、移転価格のリスク管理などについてデータを集積し、分析しました。

II 移転価格の重要性

世界的な経済不況により、各国とも税収の確保が急務となっていますが、その手段として移転価格が税務当局の注目を集めています。多くの税務当局が、移転価格調査官の大幅な増員や、移転価格を扱う部門の中央集権化、また移転価格更正リスクの高い納税者を優先的に調査できる仕組みづくりを行っています。米国内国歳入庁（IRS）は、過去2年間で国際税務要員を2,000人増員してきました。さらに、移転価格調査を専門に行う部門を新設し、120人のエコノミストを増員することを目標にしています。

移転価格調査官の増員、組織の改編に加え、税務当局は関連者間取引の開示義務を厳しくしています。例えば、IRSは関連者間取引に関する情報を正しく開示しなかったときのペナルティーを引き上げました。さらに、不確実な税務上のポジションに関する詳細な情報（移転価格更正リスクも含む）の開示も義務付けました。米国と租税条約を結んでいる相手国と共同で行う税務調査についても、ルールを定めているところ です。

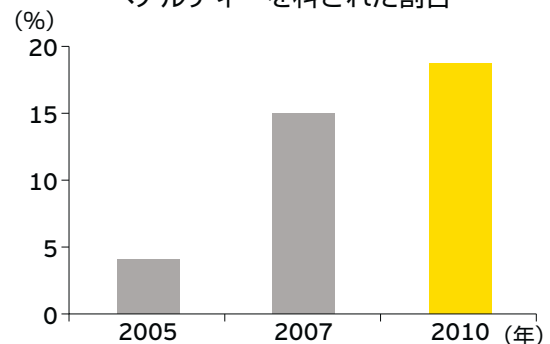
その他の国・地域では中国、フランス、ギリシャ、インドネシア、イタリア、マレーシア、ベトナムなどが、移転価格税制を新たに導入したり、執行を強化したりしています。香港やアイルランドのように、納税者にとって友好的だと思われていた国・地域でさえ、移転価格文書化が義務付けられるようになってきました。

III 税務調査の実態

10年度サーベイでは、移転価格調査がとてもし厳しくなっていることが浮き彫りになりました。

サーベイによると、68%の企業が過去4年間で移転価格調査を受けており、そのうち30%が移転価格更正を受けたと答えています。移転価格更正に至ったケースのうち、35%がペナルティーを科すと言われ、実際に科されたケースは19%にも上ります（＜図1＞参照）。05年度サーベイ時には、25件に1件の割合でペナルティーが科されていたのに対し、今回のサーベイでは、5件に1件という高い割合だったという結果が出ています。これは、税務当局の調

▶ 図1 移転価格更正を受けたケースのうちペナルティーを科された割合



査官が増えたことに加え、税収確保の必然性によるものと思われます。移転価格税制を厳しく執行する傾向は、今後も続くでしょう。

日本においては、移転価格調査を受けた割合は、07年度サーベイにおける12%から、今回は9%と減っています。しかし、日本にある親会社のうち53%が、過去4年間に世界のどこかで移転価格調査を受け、そのうち32%が移転価格更正に至り、さらに、そのうち29%のケースで実際にペナルティーを科されたと答えています。

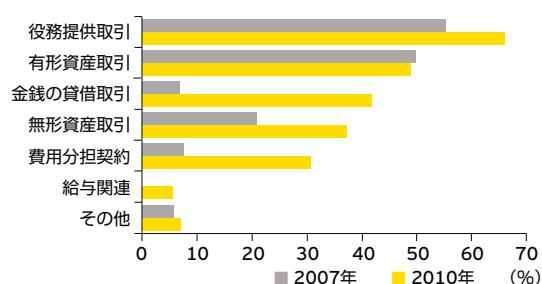
関連者間取引には、有形資産取引・無形資産取引、役務提供取引、金銭の貸借取引などがあります。今回のサーベイでは、3年前に比べ、あらゆる種類の取引が税務調査の対象になっているという結果が出ています（<図2>参照）。無形資産と役務提供取引は、特に税務当局の注目度が高くなっています。また、金銭の貸借取引については、3年前には7%の企業が調査されたと答えているのに対し、今回のサーベイでは42%もの企業が調査対象だったと答えています。

さらに、税務当局による調査手法も、かなり厳しくなっているようです。調査時に、税務当局が税務担当者のみならず、実際の事業活動に携わる事業担当者に情報を求めたケースは、07年度の36%から10年度の49%に増えていきます。また、海外関連企業の財務報告書や、関連会社間の契約書などを、税務当局が要求することは一般的になってきているようです。

IV 移転価格リスクへの対応方法の見通し

世界の移転価格税務調査の執行が強化される

▶図2 税務調査の対象となった関連者間取引



中、企業の移転価格リスクへの対応方法としては、主に文書化（移転価格の妥当性を証明する文書を作成しておくこと）と、事前確認制度（APA）があります。一般的に、リスクや取引規模の大きいものについてはAPAを、それ以外は文書化を選択することで、移転価格リスク回避が図られています。

今回のサーベイにおいては、文書化への対応が進んでいる企業が多いことが判明しました。親会社のうち、文書化をまったく行っていないと回答したものは3%以下にとどまり、また、同時文書化（文書化を税務申告時まで実施しておくこと）の義務がある米国で同時文書化を実施していると回答したものは75%に達しました。

今後は、税務当局が関心を寄せている無形資産取引、役務提供取引、金銭の貸借取引に関して、それぞれの国の移転価格税制に定められる要件を満たす文書化の実施が、よりいっそう求められるものと考えられます。

また、今回のサーベイにおいては、APAを活用している企業の満足度は高いということも判明しました。これは、移転価格リスクが大きく軽減でき、また不確実性も排除できるという点において、APAが一定の評価を得たものと考えられます。

以上のことから、今後は移転価格リスクを最小化するために、文書化に加えてAPAの活用を検討する企業が増加すると考えられます。

（注）本稿は、「2010 Global Transfer Pricing Survey」（www.eytax.jp/pdf/its/2010gtps.pdf）に基づいています。併せて原文もご参照ください。

<お問い合わせ先>

アーンスト・アンド・ヤング

ニューヨーク事務所

ジャパン・ビジネス・サービス

移転価格グループ

Tel : 1 212 773 3419

E-mail : masatake.kuramoto@ey.com